

琉大病総第 1624 号
平成 31 年 3 月 22 日

沖縄県保健医療部長
砂川 靖 殿

琉球大学医学部附属病院長 藤田 次郎

「第 7 次沖縄県医療計画」（がん分野）掲載する医療機関の要件案の提出について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 8 月 29 日付保健第 499 号で依頼のありました第 7 次沖縄県保健医療計画
における掲載要件案の作成について、添付資料のとおり提出いたします。

宜しくお願い申し上げます。

琉球大学医学部附属病院がんセンター
増田 昌人
電話 098-895-1369

保 健 第 4 9 9 号
平成30年8月29日

琉球大学医学部附属病院長 殿
(都道府県がん診療連携拠点病院の長)

沖縄県保健医療部長 砂川 靖

「第7次沖縄県医療計画」(がん分野)への協力依頼について

保健医療行政の推進につきましては、日頃より、ご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、沖縄県医療計画においては、県が行う医療機能調査の結果を踏まえて、医療機関名を掲載することとしております。

今般、がん医療に関しては、掲載する医療機関の要件について再検討し、掲載要件の確認に必要な医療機能調査を実施することとしております。

掲載要件の検討にあたっては、第6次沖縄県保健医療計画における掲載要件及び、都道府県がん診療連携拠点病院である貴院のご意見を踏まえて、検討する必要があると考えております。

つきましては、別添資料についてご検討いただき、修正案をご提出下さいますようお願いいたします。

沖縄県保健医療部健康長寿課 荻堂
電 話 098-866-2209

選定要件会議委員名簿

子宮がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	婦人科	諸見里 秀彦 先生
2	中部病院	婦人科	高橋 慶行 先生
3	琉球大学病院	婦人科	久高 亘 先生
4	ハートライフ病院	婦人科	武田 理 先生
5	那覇市立病院	婦人科	當間 敬 先生
6	沖縄赤十字病院	婦人科	稲嶺 盛彦 先生
7	豊見城中央病院	婦人科	前濱 俊之 先生
8	中部病院	放射線科	戸板 孝文 先生
9	中部病院	腫瘍・血液内科	朝倉 義崇 先生
10	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

肺がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	内科	伊志嶺 朝彦 先生
2	中部病院	外科	加藤 崇 先生
3	浦添総合病院	内科	石垣 昌伸 先生
4	沖縄病院	外科	川畑 勉 先生
5	琉球大学病院	外科	照屋 孝夫 先生
6	琉球大学病院	内科	古堅 誠 先生
7	那覇市立病院	内科	久田 友哉 先生
8	豊見城中央病院	外科	我喜屋 亮 先生
9	中部病院	放射線科	戸板 孝文 先生
10	中部病院	腫瘍・血液内科	朝倉 義崇 先生
11	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

乳がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	外科	座波 久光 先生
2	中部病院	外科	砂川 一哉 先生
3	浦添総合病院	外科	蔵下 要 先生
4	マンマ家クリニック	外科	久高 学 先生
5	琉球大学病院	外科	國仲 弘一 先生
6	宮良クリニック	外科	宮良 球一郎 先生
7	那覇市立病院	外科	宮国 孝男 先生
8	沖縄赤十字病院	外科	長嶺 信治 先生
9	那覇西クリニック	外科	鎌田 義彦 先生
10	中部病院	放射線科	戸板 孝文 先生
11	中部病院	血液・腫瘍内科	朝倉 義崇 先生
12	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

胃・食道がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	外科	卸川 智文 先生
2	中部病院	外科	村上 隆啓 先生
3	浦添総合病院	外科	伊志嶺 朝成 先生
4	琉球大学病院	外科	狩俣 弘幸 先生
5	ハートライフ病院	外科	宮平 工 先生
6	那覇市立病院	外科	宮里 浩 先生
7	豊見城中央病院	外科	仲地 厚 先生
8	中部病院	放射線科	戸板 孝文 先生
9	中部病院	腫瘍・血液内科	朝倉 義崇 先生
10	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

大腸がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	外科	當山 鉄男 先生
2	中部病院	外科	伊江 将史 先生
3	中部徳洲会病院	外科	仲宗根 由幸 先生
4	浦添総合病院	外科	佐村 博範 先生
5	那覇市立病院	外科	宮里 浩 先生
6	豊見城中央病院	外科	照屋 剛 先生
7	中部病院	放射線科	戸板 孝文 先生
8	中部病院	腫瘍・血液内科	朝倉 義崇 先生
9	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

甲状腺がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	耳鼻科	古謝 静男 先生
2	中部病院	外科	砂川 一哉 先生
3	琉球大学病院	第一外科	國仲 弘一 先生
4	那覇市立病院	外科	宮国 孝男 先生
5	中部病院	血液・腫瘍内科	朝倉 義崇 先生
6	琉球大学病院	放射線科	飯田 行 先生
7	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

肝・胆道・すい臓がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	外科	大森 敬太 先生
2	中部病院	外科	村上 隆啓 先生
3	浦添総合病院	外科	伊志嶺 朝成 先生
4	浦添総合病院	内科	小橋川 嘉泉 先生
5	琉球大学病院	外科	白石 祐之 先生
6	琉球大学病院	内科	前城 達次 先生
7	ハートライフ病院	外科	西原 実 先生
8	ハートライフ病院	内科	佐久川 廣 先生
9	那覇市立病院	外科	友利 寛文 先生
10	沖縄赤十字病院	外科	豊見山 健 先生
11	南部医療センター	外科	奥濱 幸博 先生
12	沖縄協同病院	外科	川上 浩司 先生
13	南部徳洲会病院	外科	玉城 聡 先生
14	とよむファミリークリニック	外科	伊佐 勉 先生
15	豊見城中央病院	外科	大田 守仁 先生
16	豊見城中央病院	内科	與儀 竜治 先生
17	中部病院	放射線科	高良 博明 先生
18	中部病院	放射線科	戸板 孝文 先生
19	中部病院	血液・腫瘍内科	朝倉 義崇 先生
20	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

前立腺がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	泌尿器科	新里 博 先生
2	中部徳洲会病院	泌尿器科	大城 吉則 先生
3	琉球大学病院	腎泌尿器外科	宮里 実 先生
4	南部徳洲会病院	泌尿器科	向山 秀樹 先生
5	豊見城中央病院	泌尿器科	島袋 浩一 先生
6	中部病院	放射線科	戸板 孝文 先生
7	中部病院	血液・腫瘍内科	朝倉 義崇 先生
8	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

血液腫瘍がん

NO.	所属医療機関	診療科	氏名
1	中頭病院	内科	林 正樹 先生
2	中部病院	血液・腫瘍内科	朝倉 義崇 先生
3	琉球大学病院	内科	森島 聡子 先生
4	ハートライフ病院	内科	宮城 敬 先生
5	那覇市立病院	内科	内原 潤之介 先生
6	沖縄赤十字病院	内科	中里 哲郎 先生
7	南部医療センター	内科	大城 一郁 先生
8	琉球大学病院	がんセンター	増田 昌人 先生

1 肺がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般社団法人日本呼吸器学会認定施設
- (2) 呼吸器外科専門医合同委員会認定修練施設（基幹施設）
- (3) 肺がんに対する手術が年 48 例以上ある施設
- (4) 肺がんに対する化学放射線治療または放射線治療が年 24 例以上ある施設
- (5) 肺がんに対する薬物療法が年 24 例以上ある施設
- (6) 肺がんに対する新規治療（手術、薬物療法、放射線療法などすべて含む）が年 100 例以上ある施設
- (7) がん薬物療法専門医の常勤化を検討している施設

B 認定基準

- (1) 一般社団法人日本呼吸器学会認定施設
- (2) 呼吸器外科専門医合同委員会認定修練施設（基幹施設）または（関連施設）
- (3) 肺がんに対する手術が年 24 例以上ある施設
- (4) 肺がんに対する化学放射線治療または放射線治療が年 12 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して化学放射線治療または放射線治療を実施していて、その化学放射線治療または放射線治療が年 12 例以上ある施設（この場合は他施設に紹介した結果、自施設で特に加療が行われなかった症例数も加える）
- (5) 肺がんに対する薬物療法が年 18 例以上ある施設
- (6) 肺がんに対する新規治療（手術、薬物療法、放射線療法などすべて含む）が年 50 例以上ある施設
- (7) がん薬物療法専門医の常勤化を検討している施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

2 胃がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 胃がんに対する手術が年12例以上ある施設
- (4) 胃がんに対する内視鏡的粘膜下層剥離術が年6例以上ある施設
- (5) 胃がんに対する薬物療法が年6例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 胃がんに対する手術が年10例以上ある施設
- (4) 胃がんに対する内視鏡的粘膜下層剥離術が年3例以上ある施設
- (5) 胃がんに対する薬物療法が年3例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

3 肝臓がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本肝臓学会認定施設または関連施設
- (3) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (4) 一般社団法人日本肝胆膵外科高度技能専門医修練施設 (A、B)
- (5) 肝臓がんに対する手術が年6例以上ある施設
- (6) 肝臓がんに対する穿刺局所療法および肝動脈（化学）塞栓療法が年6例以上ある施設
- (7) 肝臓がんに対する薬物療法が年3例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 常勤の肝臓専門医が勤務している施設
- (3) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (4) 肝臓がんに対する手術が年6例以上ある施設
- (5) 肝臓がんに対する穿刺局所療法および肝動脈（化学）塞栓療法が年6例以上ある施設
- (6) 肝臓がんに対する薬物療法が年1例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

4 大腸がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 結腸がんに対する手術が年 48 例以上ある施設
- (4) 直腸がんに対する手術が年 24 例以上ある施設
- (5) 大腸がんに対する放射線治療が年 6 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線治療を実施していて、その放射線治療が年 6 例以上ある施設
- (6) 大腸がんに対する薬物療法が年 36 例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 結腸がんに対する手術が年 24 例以上ある施設
- (4) 直腸がんに対する手術が年 12 例以上ある施設
- (5) 大腸がんに対する放射線治療が年 2 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線治療を実施していて、その放射線治療が年 2 例以上ある施設
- (6) 大腸がんに対する薬物療法が年 24 例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

5 乳がん 新選定要件（案）

以下の項目を同時にすべて満たす施設とする

認定基準

一般社団法人日本乳癌学会認定施設または関連施設であること

参考：認定施設要件「1 診断、2 手術、3 薬物療法、4 放射線治療 のいずれかを1年間で医師一人あたり30症例以上の経験が必要。関連施設は20症例。審査は業績も加え2年毎に行われる。」（必要なら「認定施設要件」全文併記）

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 3 毎年選定施設の更新を行う

6 子宮がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 公益社団法人日本産婦人科学会専攻医指導施設
- (2) 公益社団法人日本婦人科腫瘍学会指定修練施設
- (3) 子宮の浸潤がん症例に対する手術が年 24 例以上ある施設
- (4) 子宮がんに対する放射線治療が年 12 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線治療を実施していて、その放射線治療が年 12 例以上ある施設
- (5) 子宮がんに対する薬物療法が年 24 例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 公益社団法人日本産婦人科学会専攻医指導施設
- (2) 常勤の婦人科腫瘍専門医、または常勤の産婦人科専門医のいる施設
- (3) 子宮の浸潤がん症例に対する手術が年 6 例以上ある施設
- (4) 子宮がんに対する放射線治療が年 3 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線治療を実施していて、その放射線治療が年 3 例以上ある施設
- (5) 子宮がんに対する薬物療法が年 6 例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

7 胆道がん 8 膵臓がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 一般社団法人日本肝胆膵外科高度技能専門医修練施設 (A、B)
- (4) 胆道がんおよび膵臓がんに対する手術が年 12 例以上ある施設
- (5) 胆道がんおよび膵臓がんに対する緩和的放射線治療も含めた放射線治療および化学放射線治療が可能な施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介することにより緩和的放射線治療も含めた放射線治療および化学放射線治療が可能な施設。
- (6) 胆道がんおよび膵臓がんに対する薬物療法が年 6 例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 胆道がんおよび膵臓がんに対する手術が年 10 例以上ある施設
- (4) 胆道がんおよび膵臓がんに対する緩和的放射線治療も含めた放射線治療および化学放射線治療が可能な施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介することにより緩和的放射線治療も含めた放射線治療および化学放射線治療が可能な施設。
- (5) 胆道がんおよび膵臓がんに対する薬物療法が年 6 例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

9 食道がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 食道がんに対する手術が年6例以上ある施設
- (4) 食道がんに対する内視鏡的粘膜下層剥離術が年3例以上ある施設
- (5) 食道がんに対する化学放射線治療または放射線治療が年6例以上ある施設
- (6) 食道がんに対する薬物療法が年6例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 一般財団法人日本消化器病学会認定施設
- (2) 一般社団法人日本消化器外科学会認定施設
- (3) 食道がんに対する手術および内視鏡的粘膜下層剥離術の合計が年6例以上ある施設
- (4) 食道がんに対する化学放射線治療または放射線治療が年6例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して化学放射線治療または放射線治療を実施していて、その化学放射線治療または放射線治療が年6例以上ある施設（この場合は他施設に紹介した結果、自施設で特に加療が行われなかった症例数も加える）
- (5) 食道がんに対する薬物療法が年3例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

10 前立腺がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般社団法人日本泌尿器科学会専門医拠点教育施設
- (2) 前立腺がんに対する手術が年 12 例以上ある施設
- (3) 前立腺がんに対する放射線治療が年 12 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線治療を実施していて、その放射線治療が年 12 例以上ある施設
- (4) 前立腺がんに対する薬物療法が年 12 例以上ある施設
- (5) 前立腺がんに対する新規治療（手術、放射線療法、薬物療法などすべて含む）が年 40 例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 一般社団法人日本泌尿器科学会専門医拠点教育施設または関連教育施設
- (2) 前立腺がんに対する手術が年 6 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して手術を実施していて、その手術が年 6 例以上ある施設
- (3) 前立腺がんに対する放射線治療が年 6 例以上ある施設。または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線治療を実施していて、その放射線治療が年 6 例以上ある施設
- (4) 前立腺がんに対する薬物療法が年 6 例以上ある施設
- (5) 前立腺がんに対する新規治療（手術、放射線療法、薬物療法などすべて含む）が年 20 例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する

1 1 甲状腺がん 新選定要件（案）

以下の2項目を同時にすべて満たす施設とする

1 以下の項目が組織上明確に位置付けられた上で整備され、機能していること

- (1) キャンサーボード
- (2) がん薬物療法のレジメン審査・登録・管理委員会
- (3) 緩和ケアチーム
- (4) セカンドオピニオン
- (5) 院内がん登録に関する委員会
- (6) 医療安全管理に関する委員会

2 以下の項目のどちらかをすべて満たしていること

A 認定基準

- (1) 一般社団法人日本内分泌外科学会認定施設
- (2) 特定非営利活動法人日本頭頸部外科学会指定研修施設
- (3) 甲状腺領域に対する手術が年12例以上ある施設
- (4) 甲状腺がんに対する放射性ヨウ素治療が年1例以上ある施設、または適切に連携を取ることにより、必要な時期に適切に他の医療機関に紹介して放射線療法を実施していて、その放射性ヨウ素治療が年1例以上ある施設
- (5) 甲状腺がんに対する薬物療法が年1例以上ある施設

B 認定基準

- (1) 一般社団法人日本内分泌外科学会認定施設、または特定非営利活動法人日本頭頸部外科学会指定研修施設
- (2) 甲状腺領域に対する手術が年6例以上ある施設
- (3) 甲状腺がんに対する薬物療法が年1例以上ある施設

補足事項

- 1 選定要件は、今回と同じような方法で、毎年見直すこととする
- 2 第1項を満たすことができない場合には、平成31年度内にその整備を確約でき、沖縄県が年度内にその整備を確認することを受け入れることを条件に認定することとする。
その際には、琉球大学医学部附属病院がんセンターが技術供与等も含めた助言をすることとする
- 3 第2項は、沖縄県により毎年行われる医療機能調査、全国がん登録および院内がん登録等の結果等を用いて、毎年選定施設の更新を行う
- 4 第2項における例数の規定は、全て最近3年間の平均値とする
- 5 放射線治療の例数には、緩和的放射線治療を含む
- 6 選定施設名の公開の際には、A 認定基準による施設、B 認定基準による施設を区別はせず公開する